



保健福祉課戸籍年金係
☎52 2144

保険料を免除する制度 があります

保険料納付を免除

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。保険料の納付を続けることで、年をとったときの老齢基礎年金や、万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができます。

もしも病気や失業などの経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度を利用してください。

申請免除は、前年の所得に応じた保険料の全額もしくは一部の納付が免除されるものです。審査の際には、ご本人・配偶者・世帯主の各々の所得を確認します。免除の種類には4段階あり、下表のとおりとなりますので、未納との違いをご確認下さい。

種類と納付額	1/4免除 10,400円	半額免除 6,930円	3/4免除 3,470円	全額免除 0円	未納 0円
国民年金の受給資格期間	算入されます。				算入されません。
老齢基礎年金を受けるとき	年金額に				
	5/6が反映 されます。	4/6が反映 されます。	3/6が反映 されます。	2/6が反映 されます。	反映されません。
1年間(12ヶ月)免除を受けると	10ヶ月納入	8ヶ月納入	6ヶ月納入	4ヶ月納入	納入したことには なりません。
	したことと同じになります。				
障害・遺族基礎年金を受けるとき	保険料納付期間と同じ扱いです。				受給できなくなることがあります。
追納期間	10年以内であれば可能です。				2年以内であれば可能です。

指定金額を納入した場合に限ります。納入しなければ「未納」と同様の取扱になります。

ねんきんQ&A

- Q: 夫婦・子どもとも働いており、世帯主の夫が失業したので、免除の申請をしたいのですが。
- A: 所得の審査は、本人・配偶者・世帯主となっていますので、奥様の所得のみ確認させていただき、基準内であれば免除が可能となります。お子様に関しては、世帯主でなければ基準以上の所得があっても関係ありません。

退職者は所得審査が不要です（申請免除には、退職（失業）の特例があります。）

申請免除では、ご本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得を審査しますが、申請する年度または前年度に退職した方については、雇用の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付すれば、所得審査が不要となり、前年まで給与所得があっても保険料の免除が承認される場合もありますので、ご相談下さい。

申請の窓口は、役場保健福祉課戸籍年金係です（原則として、毎年度手続きが必要です）。

わたしのまち	お誕生おめでとう				お悔やみ申し上げます				
(平成18年5月末日現在)	住所	氏名	生まれた日	住所	氏名	亡くなった日	年齢		
人口 2,981人(7)	落合	山下 胡春 <small>こはる</small>	平成18年4月16日	幾寅	児島 一夫	平成18年4月28日	83		
男 1,520人(5)	幾寅	澤井 晴大 <small>せいた</small>	平成18年5月1日	幾寅	渡邊十三郎	平成18年5月6日	81		
女 1,461人(2)	落合	箱崎 乃亜 <small>のあ</small>	平成18年5月10日	金山	佐藤ミヨ子	平成18年5月8日	88		
世帯数 1,459戸(0)	北落合	蛸名 和樹 <small>かずき</small>	平成18年5月15日	幾寅	吉川美代子	平成18年5月19日	76		
()内は前月比				幾寅	寺島キミ子	平成18年5月22日	87		